

## 財務諸表に対する注記(法人全体用)

### 1.継続事業の前提に関する注記

- ・該当なし

### 2.重要な会計方針の開示

#### (1)資産の評価基準及び評価方法

該当なし

#### (2)固定資産の減価償却方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

#### (3)引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・(期末要支給額による算定について)退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の社会福祉法人は退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとする。

### 3.重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

平成26年度から新会計基準に変更した。

### 4.法人で採用する退職給付制度

- ・平成18年3月31日以前採用の職員は独立行政法人福祉医療機構の実施する「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」及び島根県民間社会福祉施設職員等共済会に加入している。
- ・平成18年4月1日以降採用された常勤職員は当法人の退職金規程を採用している。

### 5.法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

(1)法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2)事業区分別内訳表。当法人では事業区分が1つの為、作成していない。

(3)社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

- ・当法人の事業区分、拠点区分及びサービス区分は以下のとおりとなっている。

(1)事業区分・・・定款における社会福祉事業を事業区分とする。

(2)拠点区分・・・法人本部及び一体として経営される施設、事業所をるんびにい苑介護保険事業第1とし、特別養護老人ホームるんびにい苑ユニットをるんびにい苑介護保険事業第2とする。

(3)サービス区分

#### ①るんびにい苑介護保険事業第1のサービス区分

ア 法人本部

イ 特別養護老人ホームるんびにい苑

ウ るんびにい苑短期入所生活介護事業所

エ グループホームるんびにい苑

オ デイサービスセンターるんびにい苑

カ るんびにい苑居宅介護支援事業所

#### ②るんびにい苑介護保険事業第2のサービス区分

ア 特別養護老人ホームるんびにい苑ユニット

### 6.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	39,868,970	0	0	39,868,970
建物	455,560,656	0	18,006,833	437,553,823
合計	495,429,626	0	18,006,833	477,422,793

7.第3章第4(4)及び(6)の規定により基本金又は国庫補助金特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額  
 国庫補助金等特別積立金取崩の理由…減価償却  
 国庫補助金等特別積立金取崩の金額…

(単位:円)

	前期期末残高	取得額	取崩額	当期末残高
建物	198,275,270	0	9,872,896	188,402,374
構築物	0	0	0	0
機械及び装置	34,459,496	0	4,596,731	29,862,765
車両運搬具	1,468,198	0	457,084	1,011,114
器具及び備品	11,744,481	500,000	3,127,039	9,117,442
設備資金借入金元金償還金補助金収入		45,393,864	3,242,307	42,151,557
合計	245,947,445	45,893,864	21,296,057	270,545,252

8.担保に供している資産(担保している債務の種類及び金額も注記する)

担保に供されている資産は以下のとおりである。

- ・基本財産建物(特養建物S59.3.15 取得価額213,292,000円)
- ・基本財産建物(GH建物H12.11.1 取得価額 35,830,200円)
- ・基本財産建物(GH建物1床増床 取得価額 5,827,500円)
- ・基本財産建物(デイ建物H16.4.1 取得価額 93,555,000円)
- ・基本財産建物(ユニット建物H23.4.1取得価額309,960,000円)

帳簿価額

60,706,185  
 8,483,342  
 3,076,583  
 69,806,418  
 278,169,232  
 420,241,760

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

- ・設備資金借入金(ユニット借入金)H23.4.28 借入金額177,000,000円(島根銀行)
  - ・設備資金借入金(デイ借入金) H16.1.21 借入金額 33,000,000円(独立行政法人福祉医療機構)
  - ・設備資金借入金(ショートステイ交流室)H8.10.21借入金額 13,500,000円(独立行政法人福祉医療機構)
- (ショートステイ交流室は平成23年10月20日に返済終了)

期末残高

142,361,000  
 14,850,000  
 0  
 157,211,000

9.固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	39,868,970	0	39,868,970
建物(基本財産)	748,660,700	311,106,877	437,553,823
構築物	16,497,179	12,946,803	3,550,376
機械及び装置	129,238,960	65,987,629	63,251,331
車両運搬具	25,851,416	22,167,722	3,683,694
器具及び備品	67,301,328	51,065,774	16,235,554
有形リース資産	803,520	80,352	723,168
ソフトウェア	270,900	233,740	37,160
合計	1,028,492,973	463,588,897	564,904,076

10.債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高  
 …該当なし

11.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
 …該当なし

12.関連当事者との取引の内容  
 …該当なし

13.重要な偶発債務  
 …該当なし

#### 14.重要な後発事象

…該当なし

#### 15.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1)新会計基準導入初年度のため、貸借対照表の前年度末欄には当年度期首の値を記載した。
- (2)会計基準適用による過年度修正額の内訳
  - ①ショートステイ交流室分(H8.11.15取得)の設備資金借入金元金償還金補助金収入を  
国庫補助金等特別積立金に計上(H25年度までは減価償却により取崩す) 4,440,004円
  - ②特養建物分(S59.3.15取得)の設備資金借入金元金償還金補助金収入を  
国庫補助金等特別積立金に計上(H25年度までは減価償却により取崩す) 40,953,860円
- (3)施設会計の国庫補助金等特別積立金の帳簿価額が誤っていた為、取り崩して金額を合わせた。
- (4)国保連からの介護サービス費の未収金計上を事業未収金へ科目の変更。その他の未収金は勘定科目をそのまま未収金とする。
- (5)施設会計で計上していた固定資産で、ユニット会計に計上すべき固定資産が含まれている事が分かり、固定資産と国庫補助金等特別積立金を施設会計からユニット会計へ移行。
- (6)1年基準の導入により1年以内に支払期限が到来するものは流動負債に属する。

デイサービス会計:	独立行政法人福祉医療機構設備資金借入金	1,650,000円
ユニット会計:	島根銀行 設備資金借入金	8,844,000円
	ふるさと財団 設備資金借入金	4,000,000円
施設会計:	シャープファイナンス複合機リース料(リース資産)	160,704円